

# 消防の動き

338号

平成11年4月

太平洋戦争が始まる前、日米両国の常識的な海軍関係者の海戦イメージは、日本海海戦のように戦艦を中心とした艦隊決戦で雌雄が決せられるというものであったに違いない。このため、日米両国ともに巨額の経費をかけ

て大型戦艦の建造に取り組んだ。その代表が戦艦大和、武蔵である。46センチ砲を登載した両艦は、史上最大の戦艦として、その活躍が期待されていた。ところが、あにはからんや、航空機の飛躍的な発達によって、海戦の主役は航空母艦に取って代わられてしまった。戦艦大和はほとんど活躍の場も与えられず、米海軍航空隊の攻撃により東シナ海の海底深く沈んでいった。

さて、阪神・淡路大震災は我々に多くの貴重な教訓を残したが、そうした教訓の一つに、建物の倒壊による人的被害の発生ということがある。記録によれば、いわゆる関連死を除いた約5500人の死者のうち9割の方が建物等の倒壊によって犠牲者となっている。これは防災関係者にとって驚くべき事実であった。というのは、地震被害として我が国で最も恐れられてきたのは関東大震災にみられたような大震火災であり、圧死についてはそれほど注意が払われてこなかったからである。

## 戦艦大和の運命と 震災イメージ

自治省財政局指導課長 佐野 忠史  
(前防災課長)

このような事実があるにもかかわらず、地震被害イコール大震火災による焼死といったイメージが、一般にはいまだに強いように思われる。関東大震災の被害があまりにも強烈であったためだろう。しかし、文字通り木と

紙でできていた当時の住宅、街並みと比較して、戦後の高度経済成長を経て都市の不燃化は大きく進んでいる。そうした都市構造の変化等、社会・経済の発展を踏まえた災害イメージの想定が重要だと思う。

地震による被害の発生は多様である。私見では、これから起きるであろう大地震による人的被害は、津波によるもの、建物の倒壊によるもの、高層ビル火災によるもの、新幹線の脱線などによるもの、災害弱者施設における逃げ遅れなどが、その主要な原因になるのではないかと考えている。もちろん、被害の様相は地域によって大きく異なるであろうから、いくつかの地域類型を仮定してその災害危険性を踏まえたイメージを想定する必要があるだろう。もちろん、これはなかなか難しいことである。しかし、そうした研究・検討を通じて、できるかぎり正確な災害のイメージを想定し、それを基にした諸施策を講じていくことが重要と思われる。

## も く じ

○巻頭言.....自治省財政局指導課長(前防災課長)	1
○「消防力の基準」に関する消防審議会の答申について.....消 防 課	2
○消防施設強化促進法の一部を改正する法律について.....消 防 課	10
○消防法施行令の一部を改正する政令等について.....予 防 課	10
○危険物の規制に関する政令等の一部改正について.....危険物規制課	12
○「地域特性に応じた消防団員の確保方策に関する報告書」の概要について.....消 防 課	14
○少年消防クラブ フレンドシップ'99「自分で守ろう みんなで守ろう」.....防 災 課	18
○石油コンビナート等特別防災区域の現況について.....特殊災害室	19
○平成10年(1月~12月)における火災の概要(概数)について.....防災情報室	21
○北から南から 美術と童話のふるさと北茨城.....北茨城市消防本部 消防長 新保 榮	27

# 「消防力の基準」に関する消防審議会の答申について

消 防 課

平成11年3月18日、消防審議会は、消防庁長官に対して「消防力の基準」について答申しました。同審議会では、平成10年10月19日に消防庁長官から諮問を受け、「消防力の基準に関する小委員会」を設置し、4回にわたって活発かつ慎重な審議を重ね、このたび開催された消防審議会において報告を行い、答申をとりまとめました。以下、答申の全文（資料を除く）を掲載します。

## 消防力の基準に関する答申

平成10年10月19日付け諮問のあった「消防力の基準」に関し、別紙のとおり答申する。

平成11年3月18日

消防審議会会長  
上 原 陽 一

消防庁長官  
谷 合 靖 夫 殿

### 1 基本的な考え方

#### (1) 「消防力の基準」の見直しにあたって

消防は、住民の生命、身体、財産を災害から守るという最も基本的な行政責任を果たすものであり、必要な一定程度の水準は常に保持されていなければならない。市町村消防というわが国の消防体制において、国が、全国的に適用される共通の基準を示すことは、一定程度の水準の維持に加え、市町村消防の原則のもとに住民に対して直接責任を持つ市町村を支援するという点からも、必要なものであると考えられる。

ところで、この「必要な一定程度の水準」

すなわち消防体制、消防活動のあるべき水準を考えるに際しては、消防の機械力や技術の水準、通常想定される被害の程度、住民のニーズ、所要のコストなど様々な視点がある。消防力の基準の見直しにあたって、本審議会では、広く国民に受け入れられるであろう水準を想定すること、そしてそのために必要な消防力を国民に分かりやすい形で示すことを念頭において検討した。

まず消火活動の水準についてみれば、今日の消防は消防力の基準が創設された昭和36年当時と比べて、施設、装備、人員とも格段に整備され、通常の火災に対応する消防活動はおおむね社会の期待に応える程度に至っていると思われる。すなわち、建物火災の大半を占める一般住宅火災については、出火した建物はある程度焼失することはやむを得ないとしながらも、相当程度密集度が高い地域であっても、隣接する建物への延焼を防ぎ、同時に、出火建物に取り残され助けを求める人々を救出するための活動が行われている。このような現在の活動の水準は、今後とも全国的に確保されるべきものであると考える。

また、救急活動の水準については、搬送件数は増大の一途をたどっており、平成9年には約350万件にのぼり、昭和50年と比較して2倍以上になっているところである。これは9.1秒に1回、国民の38人に1人が救急搬送されたことになる。現状の救急活動は、おおむね社会の要請に応えていると考えられ、今後も救急需要に対応した活動水準を維持するとともに、救急救命士の配置や高度な装備の整備など、質的側面の向上が重要である。

さらに、災害による被害を最小限に軽減し

ていくためには、これら消防力の整備と相まって関連する施策が一層促進されることが不可欠といわなければならない。例えば、住宅火災における高齢者の焼死を防ぐためには、消火器や防災品といった住宅用の防災機器等の普及促進など、予防面の施策が必要であるし、救急において救命率を高めるためには、住民への応急手当の普及が重要な鍵となる。このように、消防力の整備と並行する各般の施策の推進により住民生活の安全の確保に努めていく必要がある。なお、こうした災害によるリスクを軽減する上では、費用対効果の観点からコスト面についての考慮も必要とされよう。

(2) 現行「消防力の基準」の基本的な課題（資料1参照）

現行の「消防力の基準」は、制定当時、全国各地で大火が頻発していたという時代背景を受け、国として可及的速やかに市町村の消防力の増強を推進するために制定されたものである。

今日、市街地大火と呼べる大規模な火災は、先の阪神・淡路大震災のように大規模地震災害に伴い発生するような特殊な条件下で見られるだけになったが、これは、市町村が着実に消防力の充実強化に努めてきたことなどの結果であり、現在の市町村の消防力は、通常考えられる災害に対しておおむね最小限度必要な水準にまで整備されたものと考えられる。現行基準は、こうした過程において大きな成果を上げてきたといえる。

しかしながら、昭和36年の制定以来40年近くが経過し、昭和50年の改正からも20数年が経過した現在、現行基準に、消防を取りまく様々な環境の変化に十分対応しえなくなった点が目立つようになったことも事実である。現行基準が想定する市街地が、普通木造平屋建ての建物だけで構成されていると想定している点、消防団常備部の存在を想定している点、救急需要を低いレベルに想定している点

など、時代の変化の中で既にその合理性を失ったと考えられる部分が多い。

このような現行基準に対し、市町村においては弾力条項の適用によって整合性を保っているのが実態であり、救急自動車について、現行基準に基づき算定される数を、弾力条項を使って2倍にまで引き上げていることは、よくこのことを表している。

したがって「消防力の基準」は、まず現在の消防を取りまく環境を十分に反映するとともに、地域における消防力の標準的なありべき姿を、実態に即して出来るかぎり客観的に示すことができるよう見直すべきである。現行基準における弾力条項の市町村における実際の適用についても、その理由が必ずしも明確なものとはなっていない場合が見受けられるが、基準を、現状に即した合理的なものに改めることにより、このような事態が改善されることが期待される。

さらに、現行基準に定められていない事項であっても、その一般的な必要性が認められるものにあっては、具体的な数値等の設定は市町村に委ねることとしながらも、できる限り基準上に位置付けていくことが望ましい。

また現行基準の運用にあたって、地域における実際の基準数値の設定は、弾力条項の適用により実質的に市町村が決定しているものであるが、基準本来の性格からして、それぞれの地域の具体的な基準数値は、「基準」をもとに地域の実情を加味して市町村が決定するものであるという方向で、現在の「基準」と「弾力条項」の関係を整理していくべきである。

(3) 市街地における消防力配置について（資料2参照）

現行の「消防力の基準」は普通木造建築物が市街地街区を構成すると想定しているが、近年の都市構造を見れば、専用住宅においても防火構造が一般的になるとともに耐火建築物が増加するなど、基準制定時の想定する市

街地の姿とは相当に変化してきていることは明らかである。また、より早い出場体制と的確な部隊運用を可能にする情報システムを構築したり、より早い放水活動を可能にする消防戦術が広く取り入れられつつあり、こうした現状についても的確に評価していく必要がある。

さらに、火災に対する消防機関の行う消防活動についても、現行基準が想定するものとは大きく異なってきている。すなわち、現行基準は、出火建物を包囲し周辺建物への延焼を防止することが消防活動の全部であると想定しているが、近年の消防活動は、なによりも人命の救出という人的損失の防止を最優先とする一方で、火災を包囲するという戦術から、炎上建物への内部進入も含み、燃焼実体に直接注水するという積極的なものへと移行している。また、こうした活動にあたっては、多くの資機材が使用され、さらに、特に耐火建物の火災にあっては、消火水による損害を低減しようとする活動も行われている。このため、人命の検索救助活動、指揮統制活動、資機材搬送活動、水損防止活動、さらには火災原因調査に必要な情報収集活動等の、放水活動以外の活動の消防活動全体に占める割合がたいへん大きくなってきている。

こうしたことを背景に、消防活動の実態及び現在の市街地の状況に関する全国調査を実施し、これを基礎に消防力の基本となる消防署所の基準数及び消防ポンプ自動車の基準数について算定しなおしたところ、消防署所数については現行基準の水準が妥当であるという結論を得るとともに、消防ポンプ自動車数については、やや現行基準の水準が高過ぎる部分があると考えられる。

次に、消防職員数については、その基準数は保有消防車両数を基礎に算定されるものであり、現在、消防職員数は基準数の7割強に止まっている。職員数に関しては、十分な人員を確保することは、効果的な消防活動の実

施に加え、隊員の安全確保という点からも極めて重要である。しかし一方で、限られた人員を有効に活用し効率的な消防行政の推進を図ることも大きな課題である。

ところで通常時における消防体制は、24時間体制を維持するという消防職員の勤務形態の特殊性から、勤務にあたる一部の職員をもって構築されているものであり、多くの消防本部で、大規模な延焼のおそれのある火災が発生したり台風等の自然災害時においては、非勤務職員の動員を行い消防力を一時的に増強して災害対応にあたっているという実態がある。このような非常時における一時的な消防力の増強に対応するための消防車両の保有が、実際には多く見うけられるところであるが、これらが基礎となる消防車両数に含まれてしまうと、人員の基準数を必要以上に引き上げる結果となる。消防車両について、こうした非常時に運用する車両と日常的に運用する車両との合理的な整理を行う必要がある。

また、消防ポンプ自動車と水槽付き消防ポンプ自動車の活用により効果的な消防活動を可能にする消防戦術の導入など、限られた人員を有効に活用できる方策を講じている場合の他、はしご自動車や化学消防車など特殊車両の災害形態に合わせた活用についても、実情を踏まえた適切な配慮を基準上も講じる必要があると考えられる。

(4) 救急自動車の配置について（資料3参照）

現行の「消防力の基準」は、市町村に配置する救急自動車の数を、人口15万以下の市町村にあってはおおむね人口5万ごとに1台、人口15万をこえる市町村にあっては3台に人口15万をこえる人口についておおむね人口7万ごとに1台を加算した台数としている。

消防機関の実施する救急業務は、昭和38年に法制化されて以来、年々その体制が整備され、現在では、3,150の市町村で救急業務を実施しており、ほぼ全国民をカバーするに至っている。

また、社会構造の変化等に伴い、救急業務に対する国民の期待は年々大きくなっており、救急出動件数は毎年増加している。昭和50年には約153万8千件であった救急出動件数は、平成9年には約347万7千件と2倍以上に増加しており、これらの救急需要について、5,197台（平成10年4月1日現在）の救急自動車に対応している状況である。

その一方、救急自動車に関する配置基準は、昭和50年に消防力の基準に初めて規定されて以来、現在に至るまで改正されていない。

このため、5千台を超える救急自動車台数のうち、現行の消防力の基準に定める人口に基づく基準台数は2,500台程度（平成8年調査による）と約半分であり、残りは地域の実情に応じて配置するという規定（いわゆる弾力条項）に基づき、各消防機関において人口基準を大幅に上回って配置している状況であり、消防力の基準と救急自動車の配置の実態との間に大きな乖離が生じている。

このように、救急業務を取り巻く状況が昭和50年当時から大きく変化していることを踏まえると、現行の消防力の基準における人口基準を大幅に改正し、救急自動車の配置基準台数を増加させる必要があると考えられる。

改正にあたっては、人口の少ない地域等においても住民が充実した救急サービスが得られるようにすることとし、さらに、消防本部の実情等を考慮して、現在の基準（人口15万以下は5万ごとに1台、人口15万超は7万ごとに1台）を変更することとすべきである。

また、現行の消防力の基準では、人口基準にかかわらず「地域の实情に応じ救急自動車を配置するものとする」とされており、救急自動車台数の増減を行う判断基準が何ら示されていないが、増減を行う際の基本的な判断基準については明示することが適当と考えられ、具体的な指標としては「救急出動件数」や「救急現場到着所要時間」等を規定することを検討するべきである。

なお、救急自動車の配置という基準上の問題のほかに、救命率の向上を図るために、応急手当の普及啓発活動の一層の推進や救急救命士制度の充実強化を図るとともに、救急出動件数の急激な増加に鑑み、引き続き救急自動車の適正利用を促すことなどが必要であると考えられる。

- (5) 市街地以外の地域への対応について（資料4参照）

現在の基準は、市街地以外の地域については消防団の消防力をもって対応することとし、部分的に消防団常備部の設置も規定しているところである。しかしながら、消防団常備部が社会的な変化のなかで既に見られなくなったことに加え、地域住民の多様な行政需要に応えるため、多くの市町村で、市街地以外の地域にも消防署所を設置している。

また、救急需要の著しい増加は、高齢化の進展等が大きく影響しているものと考えられるが、その傾向が農山村漁村部で特に著しいことも、こうした地域への消防署所設置の背景にあると考えられる。

現行の「消防力の基準」は、市街地大火を防止するという観点から市街地への消防署所配置について定めているところであるが、救急業務を確実に実施していくことが消防行政の重要な任務であることは明らかであり、前述した社会経済構造の変化が今後も続くと考えられる今日、市街地以外への消防署所、あるいは救急分遣所等これに準じる施設の設置についても、基準上明確に位置付けていくことが必要であると考えられる。

しかしながら、市街地以外の消防需要については、地域によってその実情が様々であり、全国的に適用できる一定の水準を設定することが困難である。したがって、人員の配置数等を含めた具体的な事項については、市町村判断に委ねるべきであると考えられる。

- (6) 予防業務の推進について（資料5参照）

消防力の基準上、予防要員については、昭

和50年に、防火対象物の増加及び予防査察業務の重要性の増大等に対処し円滑な予防業務の執行を確保する必要性から増強が図られて以来、変更されていない。

この間、防火対象物数は著しく増加するとともに、その利用形態においても土地の高度利用を図るため、建築物は大規模化・複雑化するなど、消防職員の立入検査に係る業務執行量は年々増加する傾向にある。

また、防火対象物の増加は、これに設置される消防用設備等の増加につながるものであり、新たな技術の開発等に伴う高度化・複雑化と相まって、消防用設備等の設置時検査等に係る業務量の増加も顕著なものとなっていると考えられる。

さらに、火災発生の原因をつぶさに調査し、以後の施策に的確に反映することは、火災予防業務のいわば基礎となるものであるにもかかわらず、建築物や使用される電化製品等の多様化に伴い火災の態様が複雑多岐にわたり、火災原因の究明に困難を来すケースが増加する傾向にあることから、火災原因調査体制の整備を図っていく必要がある。

また、近年の建物火災による死者は、大半が住宅火災により生じており、その過半が高齢者であること、今後高齢化が一層進展することを考えれば、住宅火災を予防するための防火指導等が重要である。

危険物施設についても、昭和50年と比較すると、その数が増加するとともに、新しい形態のものが設置されるなど、危険物業務に従事する要員についても引き続き確保していくことが必要である。

このように予防業務に対する需要は増大しているところであるが、一方で、現下の社会経済情勢に鑑みれば、予防業務においても、例えば立入検査業務の効率的・重点的实施による検査頻度、所要日数等の見直し、実際の消火活動等への効果を考慮した警防職員の活用等その効率的な業務執行への工夫が必要不

可欠である。

なお、予防業務に従事する要員については、基本的には人口と正比例関係にあると考えられるが、このうち危険物の業務に従事する要員については、同程度の人口を有する市町村においても設置されている危険物施設の数に数十倍以上の開きがある実態に鑑みれば、危険物施設の数に応じて算定することが適当であると考えられる。

また、同程度の人口、危険物施設数を有する市町村であっても、管轄面積、防火対象物数、消防同意件数、消防用設備等の設置届出件数、危険物施設の種類、規模、少量危険物施設の実態、石油コンビナート等特別防災区域の所在の有無等の条件はそれぞれ異なり、必要な人数についても、これらの条件に対応して決定すべきものと考えられることから、補正係数により一律の数値を定めるよりも、市町村の実情に応じた人数の増減を可能とすることが適当であると考えられる。

#### (7) 消防団の消防力について（資料6参照）

消防団の持つ消防力は、常備消防が充実した現在においてもなお極めて重要である。現行基準は、この基本的な点についての対応が必ずしも十分ではない部分があると考えられる。

まず市街地における火災防ぎょ活動においては、原則として常備消防が対応すべき範囲が設定できるところであるが、市街地人口規模が小さく、常備消防の整備水準が最少限度にとどまる地域にあっては、相当の活動を消防団が担うことになる。また、比較的常備消防の充実した市街地においても、消防団は延焼防止活動などにおいて一定の消防力を担っており、こうした実態についても基準上の確に反映させていく必要がある。

市街地における消防団の消防力は、以上のことを踏まえて、その水準を設定していくべきであると考えられるが、こうした考え方に立って消防団の消防力を算定し直すと、現行

の基準にはやや不足している部分があると考えられる。

次に、署所が設置されない市街地以外の地域における消防団の消防力であるが、市街地とそれ以外の地域との区分は、火災の発生頻度等から、行政の経済効率性を考慮して一線を引いたものであり、市街地以外の地域における消防力の水準は、基本的には市街地と同じ考え方に立ちながら、ある程度人口規模に応じた段階的な算定を行う必要があると考えられる。こうした考え方に立って算定し直すと、一部を除いて概ね現行の基準は妥当であると考えられる。

なお、現行基準は人口規模が数百人の集落にまで必要な消防力を規定しているところであるが、これは制定当時の、道路交通状況が悪く集落間の移動に相当の時間を要する時代背景があったためと考えられる。今日では、山間部に至るまで道路整備が進み、いわゆる隔絶された集落は相当少なくなったと考えられる。このため、例えば主要道路上に集落が点在するような地域においては、近隣の市街地やこれに準じるような地域の消防力の活用を勘案する必要がある。一方、離島などでは、他地域の消防力がほとんど期待できない場合が多いと考えられ、このため、離島等における現状は、既に相当程度の消防力を保有しているところである。

これらのことから、人口規模が千人に満たないような地域の消防力については、一律に人口規模に応じた消防力を設定することはかえって実態と離れる可能性があり、実情に応じた市町村の判断に委ねることが適当であると考えられる。

また、消防団においては、林野火災、風水害等多数の動員が必要な災害に備えて、消防ポンプ自動車や小型動力ポンプ付積載車等を整備しているという実態がある。さらに、近年は大規模地震災害を想定して小型動力ポンプの整備に努める消防団も見られるところで

ある。これらの車両や小型動力ポンプについて、市町村が実情に応じて適切にその整備を図るよう、常備消防に関して「非常災害用車両」の位置づけを行うのと同様に、基準上も明確にする必要がある。

あわせて、こうした非常災害時においては、消防車両等機械力以上に全体としての動員力が重要になる。市町村が消防団員の総数を決定するにあたっては、このことについても十分勘案していく必要がある。

なお、消防団に関連して、自主防災組織や自衛消防組織についてもふれておきたい。地震等の大規模災害時において同時多発する火災や人命救助に対しては、消防団を中心に自主防災組織、自衛消防組織等が互いに協力、連携して取り組むことが期待されている。このことは阪神・淡路大震災に際しても見受けられたところであり、その必要性は広く認識されつつある。消防力の基準は、消防機関に関して定められるものであるが、審議会としては、自主防災組織や自衛消防組織の育成強化、並びに消防団との連携が推進されることを期待したい。

## 2 消防力の基準の改正について

消防力の基準については、以下のとおり改正することが必要である。

### (1) 基準の性格（現行基準第1条関係）

基準の持つ本来の性格から、現行の「最小限度の基準」という表現を改め、市町村が適正な規模の消防力を整備するにあたっての指針となる基準として位置付ける。

### (2) 用語の定義（第2条関係）

「密集地」という表現について、一般的に誤解を生じやすいと考えられるため、これを「準市街地」という表現に改める。また、その定義を人口千以上1万未満に改める。

### (3) 市街地に配置する署所及び消防ポンプ自動車等の基準数（第3条、第4条、第5条、

第6条、第7条関係)

ア 別添資料2により、署所の管理する消防ポンプ自動車の基準数を改正する。

イ 基準数をもとに、市町村が地域の特性を加味して「市町村の基準数」を決定することとする(救急自動車等についても同じとする)。これに伴い、現行の弾力規定は廃止する。合わせて、人口30万を超える市街地の算定方法(第5条)及び大都市の特例(第6条)についても、所要の改正を行う。

ウ 別添資料6により、市街地に設置する消防団の管理する動力消防ポンプの基準数を改正する。

(4) 準市街地等への署所設置(第8条関係、第21条)

署所を配置した市街地から著しく離隔した地域等における消防需要に応えるため、他に有効な対応がとり得ない場合にあっては、当該地域に分署、出張所又はこれに準じる施設(救急業務だけを行うための施設を含む)を設置することができることとする。また、こうした署所の消防業務の推進に必要な人員数等は、実情に応じ市町村が定めることとする。

(5) 非常災害用車両(第11条、第12条の7関係)

現行基準の予備車について、「か働中の車両が故障したときに使用する」という概念に、自然災害時等において、災害対応のため参集した非勤務職員が運用する車両としての位置づけを付加し、これを非常災害用車両とし、地域防災計画等との整合性を図りながら市町村が判断した必要数を整備することとする。

(6) 準市街地等における消防団の消防力

別添資料6により、準市街地における消防団の管理する動力消防ポンプの基準数を改める。なお、(4)により署所が設置された場合、署所の管理する動力消防ポンプの数

はこれに含まれるものとする。

また、人口千未満の地域及び人家が点在するようなその他の地域における基準数については、近隣地域に展開する消防力の状況等を考慮した市町村の判断に委ねることとする。

(7) はしご消防車の設置基準(第12条関係)(資料7参照)

建築構造や消防用設備等により、一定以上の避難性や消防隊の活動性が確保される結果、はしご消防車の使用を想定してない建築物が増加してきていること、一般的な高層建築物についても、相当程度の避難性が確保されはしご消防車による救助活動にある程度の時間的余裕が得られること等から、はしご消防車の設置基準を消防署単位とするなど現状に即して改める。

(8) 化学消防車の設置基準(第12条の2、第12条の3関係)

危険物施設における火災の実態等から、給油取扱所の数を化学消防車の設置の算定基準から除くこととし、あわせて、小規模の危険物施設に対しては、化学消防車に替えて消防ポンプ自動車に泡を放射することができる装置を備えているものを設置することができることに改める。

(9) 救急自動車の設置基準(第12条の7関係)

救急需要の急激な増加に対応するため、救急自動車の設置基準を、人口15万以下の市町村にあってはおおむね人口3万ごとに1台とし、人口15万をこえる市町村にあっては5台に人口15万をこえる人口についておおむね人口6万ごとに1台を加えた数に改める。

(10) 予防要員の配置基準(第23条関係)

予防業務の確実な執行のため、危険物に関する業務を除く予防業務に従事する要員については人口10万人あたり12名を確保することとし、危険物に関する予防業務に従

事する要員については、危険物施設150施設に1名を確保することに改める。

また、この基準数をもとに、市町村が、管轄面積、防火対象物数、消防同意件数、消防用設備等の設置届件数、危険物施設の種類、規模、少量危険物施設の実態、石油コンビナート等特別防災区域の所在の有無、予防業務への警防職員の活用等の業務執行体制等を勘案して「市町村の基準数」を定めることとするよう改める。

- (11) 消防車両の運用に必要な人員（第16条、第21条関係）

消防ポンプ自動車を運用する隊員については、1隊5名を原則とするが、消防ポンプ自動車と水槽付消防ポンプ自動車との連携等により、別添資料2にある消防活動に必要な消防力を維持できる場合に限り、これを減じることができることに改める。

また、はしご消防車等特殊な用途に用いる車両については、必要な技術を有する消防ポンプ自動車を運用する隊員等が、災害の種別や状況に応じてこうした特殊車両に乗り換えて運用することができることとする。

- (12) 消防本部の人員

消防本部の人員の総数は、消防車両（非常災害用車両を除く。）を運用するために必要な人員、指令通信に要する人員、災害現場活動における統括的な指揮にあたる要員、予防要員、その他庶務等に従事する要員を算定するものとするが、交代制勤務につく消防職員にあっては、その勤務体制の特殊性から、休暇取得や研修機会の付与に必要な人員を確保する必要がある。

なお、庶務等に従事する消防職員については、基準の性格上一定の水準を示すことは適当ではないので市町村が判断することとする。

- (13) 消防団員数の基準（第20条、第24条関係）

消防団の実態を踏まえ、分団長等の基準数に、現行基準の考え方に基づいて副分団長及び班長を加えるものとする。

また、市町村が消防団員の総数を決定するにあたっては、現行基準の「火災の予防に従事する消防団員」等に加え、地震等自然災害が発生した場合において必要な消防力を確保するという観点を明確に位置付けるよう改める。

- (14) その他

その他、「1基本的な考え方」に基づき所要の改正を行う。

### 3 結び

「消防力の基準」が以上の方向で改正されれば、実態に即したより合理的なものになると考えられ、「基準」をもとに地域の実情に応じた消防力の整備の推進に資することになる。本審議会としては、市町村が今後とも適切に消防力の整備に努められることを期待したい。

なお、我が国においては、都市機能が高度に集積した大都市を中心に、災害の態様が大規模化、複雑化するおそれがある。このような災害への対応については、一定の災害態様を想定することが困難であるため、基準上は抽象的な表現にとどまらざるを得ないが、こうした地域においては、消防力の整備を図る上で配慮していく必要がある。

終わりに、本答申が有効に活用され、21世紀に向かって我が国の消防が住民の期待と信頼に添えていくことを期待するものである。

# 消防施設強化促進法の一部を改正する法律について

消 防 課

## 1 消防施設強化促進法の一部を改正する法律の成立

消防施設強化促進法の一部を改正する法律は、平成11年3月31日、第145回国会において可決成立し、同日、公布施行されました(法律第22号)。この法律により人口急増市町村に対する国庫補助率の特例措置の適用年度が5年度延長され、平成15年度までとされました(附則第2項)。また、同日、人口が急増している地域の指定に関する細目を定める省令も改正され(自治省令第18号)、同様に5年度延長されました。

## 2 延長の必要性

この特例措置は、平成11年度以降においても依然として人口急増市町村の存在が予想され、これらの市町村における市街地の拡大等に伴う消防施設整備の緊急性を考慮し延長することとされたものです。

## 3 特例措置の適用年度の改正経緯

昭和49年に制度が創設されて以来、昭和54年、昭和59年、平成元年、平成6年にそれぞれ

5年度延長されています。

## 4 特例措置の概要

- (1)対象地域 当該年度の前々年度末の住民基本台帳人口が、その3年前の人口に比べて3千人以上増加し、かつ、その増加率が6%以上である市町村及び前年度に人口急増地域であった市町村
- (2)補助率 2分の1(ただし、政令指定都市及び財政力指数が1.00を超える市町村は10分の4)
- (3)対象施設 消防ポンプ自動車(化学消防ポンプ自動車及びはしご付消防ポンプ自動車を含む。)、防火水槽及び小型動力ポンプ付水槽車

## 5 人口急増市町村数

平成6年度以降人口急増地域として指定された市町村数は、平成6年度76団体、平成7年度58団体、平成8年度56団体、平成9年度52団体、平成10年度48団体、平成11年度45団体となっています。

# 消防法施行令の一部を改正する政令等について

予 防 課

消防法施行令の一部を改正する政令(平成11年政令第42号)及び消防法施行規則の一部を改正する省令(平成11年自治省令第5号)が平成11年3月17日に公布された。

今回の改正は、最近における規制緩和の要請や消防用設備等に係る技術の向上等にかんがみ、

スプリンクラー設備、誘導灯及び誘導標識、排煙設備、連結散水設備並びに連結送水管の設置基準等を改めるものである。

以下、今回の政省令改正の主な内容について紹介する。

## 1．スプリンクラーヘッドの設置間隔に係る基準の合理化

防火対象物の各部分からスプリンクラーヘッドまでの水平距離については、現在、設置場所の用途・構造と規格省令上のスプリンクラーヘッドの種別（設置基準上は標準型ヘッドと高感度型ヘッドの2区分）に応じ一律に規定されているが、個別のスプリンクラーヘッドの性能に応じた距離とすることができるように規定を整備した。（令第12条、規則第13条の2及び第13条の5）

## 2．誘導灯の設置に関する基準の見直し

新しい機能、性能等を有する誘導灯の開発、建築物の用途及び形態の多様化等に対応するため、「規制緩和推進3か年計画」（平成10年3月31日閣議決定）に基づく誘導灯の設置に関する基準の見直しの一環として、避難口誘導灯の設置位置及び通路誘導灯の照度に係る規定の合理化等を図った。（令第26条）

また、規則においては、誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分の要件の合理化を図るとともに、高輝度誘導灯の普及等に対応して誘導灯の区分を見直し、その設置及び維持に関する技術上の基準を全面的に改めることとした。（規則第28条の2及び第28条の3）

## 3．排煙設備の基準の見直し

排煙設備については、消防法及び建築基準法において、それぞれ独自の観点から規定が設けられているが、関係者の負担を軽減するため、建築基準法の規定を踏まえ、令別表第1（一）項に掲げる防火対象物（劇場、公会

堂等）の舞台部について、排煙設備の設置対象となる床面積を緩和するとともに、排煙設備の自動起動装置の起動要件等の合理化を図るほか、排煙設備の設置を要しない場合の要件を整備した。（令第28条）

## 4．その他の事項

(1) 一定規模以上の地下階に設置が義務づけられている連結散水設備について、消火活動上支障がない場合にあっては、連結送水管を設置することにより、当該設備を設けることを要しないこととした。（令第28条の2及び規則第30条の2の2）

(2) 近年、水損防止の観点から使用が一般的となっている高圧・小水量の放水用器具（いわゆる「フォグガン」）に対応して、連結送水管の主管の内径について特例を定める等規定を整備した。（令第29条及び規則第30条の4）

(3) 自力避難困難者が多数入所する有料老人ホームについて、防火安全上の観点から、スプリンクラー設備の設置について特別養護老人ホーム等と同様の取扱いとなるように見直しを行った。（規則第13条）

## 5．施行期日等

原則として平成11年4月1日からの施行としているが、令第28条の排煙設備に関する事項、規則第13条の有料老人ホームに係るスプリンクラー設備に関する事項並びに規則第28条の2及び第28条の3の誘導灯及び誘導標識に関する事項（規則第3条の規定整備を含む。）については平成11年10月1日から施行するものとするとともに、所要の経過措置を設けた。

# 危険物の規制に関する政令等の一部改正について

## 危険物規制課

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成11年政令第3号）が平成11年1月13日に公布され、また、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成11年自治省令第10号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成11年自治省告示第80号）が、平成11年3月30日にそれぞれ公布又は公示され、平成11年4月1日（危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正については公布日）から施行されることとなりました。

今回の改正は、貯蔵最大数量が500キロリットル以上1千キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所を「準特定屋外タンク貯蔵所」と規定し、その位置、構造及び設備の技術上の基準について整備を図ること、第3類の危険物のうちアルキルアルミニウム若しくはアルキルリチウム又はこれらのいずれかを含有するもの（以下「アルキルアルミニウム等」という。）の容器及び運搬容器の容量の上限を引き上げるとともに、その収納方法を改めること、危険物の運搬時に混載することができる高圧ガスを新たに定めること、他法令改正に伴う規定の整備を図ることをその主な内容とするものです。

なお、法令名については次のとおり略称を用いています。

消防法（昭和23年法律第186号）・・・法  
危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成11年政令第3号）・・・改正令

改正令による改正後の危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）・・・令

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成11年自治省令第10号）・・・改正省令

改正省令による改正後の危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）・・・規則  
危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示を改正する件（平成11年自治省告示第80号）・・・改正告示

改正告示による改正後の危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）・・・告示

### 第1 準特定屋外タンク貯蔵所に関する事項

#### 1. 準特定屋外タンク貯蔵所の技術上の基準に関する事項

- (1) 準特定屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤について新たに技術上の基準を定めました（令第11条第1項第3号の3、規則第20条の3の2及び告示第4条の22の2から第4条の22の9まで）。
- (2) 準特定屋外貯蔵タンクは、当該タンク及びその附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、当該タンクに係る内圧、温度変化の影響等の主荷重及び積雪荷重、風荷重、地震の影響等の従荷重によって生ずる応力及び変形に対して安全なものでなければならぬこととし、その構造は次の基準に適合するものでなければならぬこととした（令第11条第1項第4号、規則第20条の4の2及び第20条の5並びに告示第4条の22の10、第4条の22の11及び第79条）。
  - ① 厚さ3.2ミリメートル以上であって、規則第20条の5で定める規格に適合する鋼板その他の材料又はこれらと同等以上の機械的性質及び溶接性を有する鋼板その他の材料で気密に造るとともに、水張試験又は水圧試験において、それぞれ漏

れ、又は変形しないこと。

- ② 側板に生ずる常時の円周方向引張応力は、告示第4条の22の11で定める許容応力以下であること。
- ③ 側板に生ずる地震時の軸方向圧縮応力は、告示第4条の22の11で定める許容応力以下であること。
- ④ 保有水平耐力は、地震の影響による必要保有水平耐力以上であること。

## 2. 危険物保安技術協会への委託等に関する事項

法第11条の3第1号の規定により屋外タンク貯蔵所の設置等の許可の申請に係る審査に関し、市町村長等が危険物保安技術協会に委託できる事項として、準特定屋外タンク貯蔵所のタンク本体に関する事項並びにタンクの基礎及び地盤に関する事項を追加しました（令第8条の2の3第1項及び第2項）。

## 3. 手数料に関する事項

新たに準特定屋外タンク貯蔵所に係る法第11条第1項前段の規定による設置の許可に係る手数料等を新たに定めました（令第40条）。

## 4. 準特定屋外タンク貯蔵所の設置等の許可の申請書等に関する事項

- (1) 準特定屋外タンク貯蔵所の設置等の許可の申請書の添付書類について、準特定屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤並びにタンク本体の設計図書及び規則別表第1の上欄に掲げる構造及び設備に応じて同表の下欄に掲げる書類としました（規則第4条第3項第4号の2及び第5条第3項第4号の2）。
- (2) 準特定屋外タンク貯蔵所の設置等の許可の申請書等の提出部数について、タンク本体に関する事項並びに基礎及び地盤に関する事項については3部としました（規則第9条）。

## 第2 危険物の運搬に関する事項

- 1. 従来アルキルアルミニウム等の容器及び運搬容器の最大容積は110リットル以下としていましたが、今回の改正により最大容積を450リットルとしました。また、アルキルアルミニウム等は、容器及び運搬容器に内容積の90%以下の収納率であって、かつ、50度の温度において5%以上の空間容積を有するように収納することとするとともに、木箱等の外装容器は要しないこととしました（規則第43条の3第1項第6号八、告示第68条の2の2第2号及び第68条の3第2号）。
- 2. 危険物の運搬時に混載が認められる高压ガスとして、内容積が120リットル未満の容器に充てんされたアセチレンガス又は酸素ガス（第四類第三石油類又は第四石油類の危険物と混載する場合に限る。）を追加しました（告示第68条の7第3号）。

## 第3 他法令の改正に伴う規定の整備に関する事項

学校教育法及び知的障害者福祉法の改正に伴う規定の整備を図りました。

## 第4 施行期日等

- 1. 施行期日  
平成11年4月1日から施行します。（危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正については、公布の日から施行）
- 2. 経過措置
  - (1) 平成11年4月1日において、現に法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受け、又は当該許可の申請がされている準特定屋外タンク貯蔵所で、その構造及び設備が令第11条第1項第3号の3及び同項第4号に定める技術上の基準（以下「新基準」という。）に適合しないもの（以下「旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所」という。）に係る技術上の基準については、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める日（その日

前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が新基準のすべてに適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日)までの間は、同項第3号の3及び第4号の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとしました(改正令附則第2項)。

- ① その所有者等が、平成13年3月31日までの間に、市町村長等に旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び実態についての調査並びに当該構造及び設備を新基準のすべてに適合させるための工事に関する計画の届出をした旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所 平成32年3月31日
  - ② 前号に掲げるもの以外の旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所 平成13年3月31日  
なお、改正令附則第2項第1号の規定による調査・工事計画届出にあっては、改正省令附則別記様式によって行わなければならないものとしました(改正省令附則第2項)。
- (2) 平成11年4月1日において、現に消防法第11条第1項の規定による許可を受け、又は当該許可の申請がされている準特定屋外

タンク貯蔵所で、規則第20条の3の2第2項第1号、第2号口(1)及び第3号から第5号まで並びに第20条の5に定める技術上の基準に適合しないものに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお、従前の例によるものとしました(改正省令附則第3項)。

3. 旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所について法第11条第1項後段の規定による変更の許可を受けようとする者が納付すべき手数料については、前記(1)①及び②の区分に応じそれぞれ定める日(その日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が新基準に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日)までの間は、当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所を特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、令第40条の表の(三)の項の規定を適用することとしました。ただし、当該基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を新基準に適合させるため、当該変更の許可を受けようとする者にあっては、この限りでないものとしました(改正令附則第3項)。

## 「地域特性に応じた消防団員の確保方策に関する報告書」 の概要について

消 防 課

### はじめに

平成10年度は、8月の豪雨、9月から10月にかけての台風等により、全国各地で甚大な被害が発生しましたが、それぞれの被災地においては、多数の消防団員が出動し、全力をあげて危険箇所等の警戒巡視、要救助者の救助、行方不明者の捜索、避難誘導、土のう積み等の活動にあたられるなど、大規模又は広域に及ぶ災害時における消防団の重要性、その意義が改めて確

認されたところです。

消防団は、「自らの地域は自ら守る」という郷土愛護の精神に基づき、地域住民によって構成される消防機関であり、その力の源泉は、いうまでもなく消防団員一人一人の力ですが、これを維持していくためには、消防団に対する基本的な理解と参加意欲が地域住民の中に存在し続けなければなりません。消防団の輝かしい歴史と伝統は、地域住民の理解というバックボ-

ンがあってこそ築き得たものであり、地域住民の意識と乖離してしまえば消防団はその存立基盤を失うこととなります。

また、消防団は地域に密着した組織であることから、地域特性を色濃く反映するものであると言われますが、消防団の充実強化という点に着目すれば、地域特性とは地域住民の意識と言いかえることもできるでしょう。

消防庁では、平成10年度に「地域特性に応じた消防団員の確保方策に関する検討委員会」を設置し、消防団員の確保について、必ずしも一定ではない地域住民の意識というものを念頭に、住民の消防団への理解とこれが発展して得られる参加意欲を維持していくために有効であると考えられる具体的な方策について、各地域における様々な事例等をもとに検討を行ったところですが、このたび、その報告書が取りまとめられましたのでその概要について以下に紹介します。

## 1 地域特性に応じた消防団の姿

昭和23年に消防組織法が施行され、自治体消防が発足し50年余が経過しました。この間の消防体制の変化の中で消防団の担う役割やあり方も当然に変化してきています。消防団は、ほとんど全ての市町村に設置されていますが、地域によりその役割、環境、課題等にそれぞれ特徴があり、消防団に期待される活動内容についても一定の差異が生じてきていると考えられます。また、同じ市町村の中においても地域特性が存在しています。

消防団の確保方策については、こうした地域特性の存在を認識するとともに地域の実情に応じた検討を進めていく必要があると考えられます。

### ・地域特性に応じた望ましい消防団の姿

消防団は、日常においては地域の安全と安心に関するキーパーソンとしての役割が、災害発生時には、常備消防や行政機関と連携し住民を交えた活動のリーダーとしての役割が求められており、こうした期待に応え

るためには地域住民と消防団の姿のとの間に共感と調和が保たれていなければなりません。

市町村という行政単位にとらわれず、地域コミュニティの形成度合いと常備消防の展開密度を指標として4つの地域を設定し、地域の住民意識と共感と調和の保たれた望ましい消防団の姿を仮想的に設定しました。

A：大都市又は中心市街地

B：中核的な都市又は中心市街地周辺

C：小規模な都市又は郊外地域

D：非常備町村又は人口密度の低い地域

## 2 消防団のイメージ形成

地域特性に応じた望ましい消防団の姿へと導くためには、消防団全体のイメージについて根本的な再点検を行うことが必要です。

地域住民が消防団のイメージを形成していくうえで特に関係が深いと考えられるものについて、地域特性に応じた望ましい方向性等について検討した結果は次のとおりです。

### ① 名称・組織等

「消防団」という法制上の正式名称とは別に地域住民に親しみやすい名称を定め、それに相応しい場所に限って使用することは消防団員の確保に一定の効果があるものと考えられ、組織については、災害活動時以外においては、階級制度を基本としながらも団員一人一人の意向が取り入れられやすい組織運営の工夫が考えられる。

また、消防団員の処遇については、消防団活動は危険が伴いかつ困難な任務にあたることもあり、家庭や仕事を犠牲にすることも多いため消防団員の労苦に充分報いるよう、報酬、出勤手当等の改善はもとより消防団員に対する社会的評価向上への取り組み、福利厚生の実施についても地域の実情に応じて検討していく必要がある。

さらに、組織の活性化を図るため幹部団員の任期制の導入を含めた組織のあり方及び地域ぐるみで消防団を支援する仕組みについても検討することも必要であると思わ

れる。

## ② 施設

消防団活動がより快適、機能的に行える施設であることはもとより、地域の集会所などと併設するなど地域住民とのコミュニケーションが図れる施設として整備する工夫が望まれるほか、近年の女性消防団員の増加等消防団員の多様化に対応した施設の整備をすすめる必要がある。また、市町村の創意工夫により消防団に対して住民に親しみやすさをもたせるような取り組みも有効であると考えられる。

## ③ 装備

地域の災害特性に応じて必要な資機材も当然異なっていると考えられることから、常備消防との連携を考慮し、地域の实情に応じて消防団に必要な資機材を整備していくことが必要である。

また、個人の安全装備品、災害現場等における情報伝達に必要な無線機器等については今後さらに整備を進めていく必要があると考えられる。

## ④ 服制

青年層・女性層の消防団への参加を促進するためには、服制の占める要因は非常に大きいと考えられる。

全国的な統一性が損なわれない範囲で地域の特性や創意工夫を生かしていくことが必要であると考えられる。

## ⑤ 活動内容

消防団の活動のなかで、災害現場活動及びそのために必要不可欠な実践的な教育訓練については、住民の理解は進み、消防団活動への参加意欲まで高まる可能性もあるが、団員に過度の負担となる行催事への参加や形式的な訓練については、理解が得られにくく、むしろ参加意欲を減退させる大きな要因になっていると考えられる。

消防団活動を行うにあたっては、「消防団は住民の生命と財産を守るための第一線

の消防機関である」という点をしっかり認識したうえで、ボランティア的な側面にも配慮しつつ、消防団員にとって過度の負担とならない範囲で地域特性に応じた活動を行っていく必要があると考えられる。

## ⑥ 女性参加

消防団活動が災害現場活動中心から住民への防災指導や応急手当の普及等女性の活躍する場面も増加していることから、地域の実情に応じて積極的に採用の検討を進めていく必要があると考えられる。

## ⑦ 広報

地域の住民意識と共感と調和の保たれた望ましい消防団の姿を具体的にしていくためには、先に検討した消防団のイメージを形成している要因について問題があると考えられる点を修正するとともに、消防団の広報活動を積極的に実施していく必要がある。

消防団の広報活動の最終目的は、地域住民に消防団の存在を認識してもらい、なおかつその好意を獲得し、住民の消防団活動に対する参加と協力を求めることにあると考えられる。

## 3 地域特性に応じた消防団員の確保方策～具体的な取り組みに向けて～

地域特性に応じた消防団員の確保方策を進めるためには、全国的な展開と各地域の特性を反映した双方が必要です。

本委員会において検討した消防団のイメージについて、それぞれの地域における取り組みの方向性を以下のとおり要約整理するとともに、本報告書においても各地の具体的な事例を紹介しています。

各地域において消防団員の確保方策に向けた具体的な取り組みを進める際の参考となれば幸いです。

## 地域特性に応じた消防団員の確保への具体的な取り組みについて

地域 区分	大 都 市 中 心 市 街 地	中 核 的 な 都 市 中 心 市 街 地 周 辺	小 規 模 な 都 市 郊 外 地 域	非 常 備 町 村 人 口 密 度 の 低 い 地 域
名称組織等	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団員の意向が反映される組織運営の工夫</li> <li>幹部団員の任期制の導入など団員の意欲を増進させる取り組みの検討 (事例1、2)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団を中核とした地域づくりの推進</li> <li>消防団員に対する社会的評価向上、福利厚生充実に向けた取り組みの推進 (事例3)</li> </ul>	
施 設	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団の活動拠点として相応しい施設の整備 (事例2、4、5)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域のコミュニティの中核となるような施設の整備 (事例6)</li> </ul>	
装 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模地震等想定される災害に対応した装備の整備 (事例7)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常備消防と連携した災害対応活動ができるような装備の整備 (事例2、4、8、9)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>常備消防と同程度の災害対応活動ができるような装備の整備 (事例10)</li> </ul>
服 制	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国的な統一性が損なわれない範囲で地域の特性や創意工夫を生かした検討 (事例4、11)</li> </ul>			
活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害への対応と、それに向けた実践的な訓練の実施とともに、団員の拘束日数の軽減、弾力化に向けた検討 (事例7、12)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常備消防と調整を図った災害対応活動とそれに向けた効率的な教育訓練の実施とともに、団員の拘束日数の軽減、弾力化に向けた検討 (事例4、5、13)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で想定される災害に対して主体的に取り組めるような対応と教育訓練の実施とともに、団員の拘束日数の軽減、弾力化に向けた検討 (事例6、14)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で想定される全ての災害に対応できる教育訓練の実施とともに、地域の協力体制の確立 (事例15)</li> </ul>
女 性 参 加	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実情に応じた積極的な採用の検討 (事例1、3、6、7、16、17、18)</li> </ul>			
広 報	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団の存在、役割を認識してもらうための広報の実施 (事例11、12、19、20)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団に対する好感・共感を持ってもらうための広報の実施 (事例1、4、6、13、14、21、22)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団活動への参加協力を求めるための広報の実施 (事例15、23、24)</li> </ul>

## 少年消防クラブ フレンドシップ '99

### 「自分で守ろう みんなで守ろう」

防 災 課

去る3月26日(金)、全国から約350名の少年消防クラブ員等がニッショーホールに集まり、「少年消防クラブ フレンドシップ '99」が開催されました。

少年消防クラブは、おおむね10歳から15歳までの少年少女により編成されるもので、少年期から防火・防災に関する知識を身に付け、地域や家庭における防火・防災を図ることを目的としており、平成10年5月1日現在、約6,200のクラブが結成され、約51万人がこれに参加しています。

全国少年消防クラブ運営指導協議会(会長 消防庁長官)では、昭和29年から毎年、優良なクラブと指導者に対してその功績を表彰していますが、平成9年度までに642のクラブに対して表彰旗を、1,114のクラブに対して表彰楯を、指導者605名に対して記念品を授与し表彰しています。

今回の「少年消防クラブ フレンドシップ '99」は、第1部「表彰式」、第2部「アトラクション」、第3部「講演」という構成で実施しました。

第1部「表彰式」では、消防庁長官から、特に優良な少年消防クラブ(表彰旗)15団体、優良な少年消防クラブ(表彰楯)32団体、優良な指導者11名が表彰を受けた後、静岡県の沼田少年消防クラブ 小松 誠さんが、「私たちを温かく見守ってくれた地域の先輩、そして、指導して下さった消防本部の皆さんのおかげでこの賞を受けることができました。これを契機として今後も全国の仲間とともに防火の輪を広げるよう一層努力することを誓います。」とお礼の言葉を述べました。

第2部「アトラクション」では、昭和24年の

発足以来、50年の歴史を持つ東京消防庁音楽隊が、子供向けの楽しい演奏を披露しました。

第3部「講演」は、テレビ、ラジオ等でおなじみのタレントであり、お父様が長年消防士として勤められていたことから、ご自身も将来は消防士になろうと思っておられたという関根 勤さんから、ご自身の経験をもとにした、笑いあり、感動ありの大変有意義なお話をいただき、子供たちも、関根さんの熱のこもったお話に熱心に耳を傾けていました。

今回、この「少年消防クラブ フレンドシップ '99」に参加した、少年消防クラブの皆さんは、「自分で守ろう みんなで守ろう」という防災マインドを全国に持ち帰り、日頃の活動にさらに励んで、一人でも多くの仲間を増やし、家庭や学校あるいは皆さんの住んでいる地域で防火・防災の輪を広げていくリーダーとして活躍してもらいたいと思います。また、指導者の方々は、少年消防クラブの活動に、より一層の熱意を注がれ、今後ともよろしく御指導をお願いします。



# 石油コンビナート等特別防災区域の現況について

特殊災害室

石油コンビナート等特別防災区域の現況（平成10年4月1日現在）を取りまとめたので、その概要を紹介します。

## 特別防災区域の現況について

### (1) 特別防災区域の現況

#### ア 特別防災区域等

石油コンビナート等災害防止法では、石油の貯蔵・取扱量又は高圧ガスの処理量が大量である一定の地域であって、当該区域に所在する特定の事業所について、災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせることが必要であると認められる区域を石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）として指定しており、平成10年4月1日現在で86地区が指定されています。

また、これらの特別防災区域が所在する市町村は114、所轄する消防機関は100となっています。

#### イ 特定事業所

特別防災区域に所在する事業所は、石油の貯蔵・取扱量等により第1種事業所又は第2種事業所（以下「特定事業所」という。）として区分され、それぞれ特別の規制がなされています。中でも、石油と高圧ガスを共に取り扱う第1種事業所については、災害防止の徹底を図る観点から事業所内の施設地区の面積、配置及び他の事業所等との関係についても規制（レイアウト規制という。）されています。

これらの特定事業所の状況は、表1のとおりとなっています。

表1 特定事業所の状況

特定事業所の種別	特定事業所数
第1種事業所 (レイアウト対象事業所の内数)	480 (231)
第2種事業所	385
合計	865

#### ウ 石油の貯蔵・取扱量等

特定事業所における石油の貯蔵・取扱量は、20,611万 $kl$ となっています。

また、特定事業所における屋外貯蔵タンクの設置状況は、表2のとおりとなっています。

#### エ 高圧ガスの処理量

特定事業所における高圧ガスの処理量は、1,188,725万 $Nm^3$ となっています。

また、特定事業所における高圧ガスタンクの設置状況を、高圧ガスの種類毎にみると、その内訳は表3のとおりとなっています。

### (2) 防災体制の現況

#### ア 自衛防災組織等

特定事業所を設置する特定事業者は、災害の発生及び拡大を防止するため自衛防災組織を設置することとされています。

また、同一の区域に所在する特定事業所相互が、一体となった防災体制の確立を図れるよう、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会を設置できることとされており、これらの組織等の設置状況は、表4のとおりとなっています。

#### イ 石油コンビナート等防災本部

表2 特定事業所における屋外貯蔵タンクの基数

タンク型式 容量別等		外部浮きぶた	内部浮きぶた	そ の 他	計
容 量 別 ( <i>kl</i> )	1,000未満	66	210	14,671	14,947
	1,000～1万	892	511	3,845	5,248
	1万～5万	732	71	918	1,721
	5万～10万	489	0	31	520
	10万以上	475	0	8	483
直 径 別 ( <i>m</i> )	24未満	682	633	17,627	18,942
	24～34	417	112	1,127	1,656
	34～50	443	46	622	1,111
	50～60	177	1	81	259
	60以上	935	0	8	943
	岩盤タンク	-	-	8	8
合	計	2,654	792	19,473	22,919

表3 特定事業所における高圧ガスタンクの基数

タンク容量( <i>t</i> ) 高圧ガスの種別	100 未 満	100～500 未 満	500～1000 未 満	1000～5000 未 満	5000 以 上	計	
液化アンモニア	279	27	20	19	11	356	
液化塩素	118	45	0	0	0	163	
その他の毒性ガス	122	39	3	6	0	170	
液化石油ガス	382	241	339	291	148	1,401	
液化天然ガス	1	0	0	1	26	28	
その他の可燃性ガス	324	113	110	167	11	725	
合	計	1,226	465	472	484	196	2,843

表4 自衛防災組織等の設置状況

組 織 の 種 別	組織の数
自衛防災組織	865
共同防災組織	100
石油コンビナート等特別防災区域協議会	63

特別防災区域の所在都道府県においては、石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施に関する連絡調整等、特別防災区域に係る防災に関する重要な事項を推進するため、知事を本部長とする石油コンビナート等防災本部を置くこととされており、関係都道府県の全てに設置

されています。

また、1の特別防災区域が2以上の都府県にわたって所在している場合には、これらの都府県は防災本部の協議会を設置することとされており、広島県と岡山県(福山・笠岡地区)及び山口県と広島県(岩国・大竹地区)に設置されています。

ウ 防災資機材等

自衛防災組織等には、その業務を行う上で必要な化学消防自動車、泡消火薬剤等の防災資機材等を備え付けるとともに、これら进行操作する防災要員を置くこととされています。

表5 防災資機材等の整備状況

区 分	都 道 府 県	市町村(消防機関)	特 定 事 業 所
人 員(人)	-	消防吏員 52,276	防災要員(直) 6,385
大型化学消防車(台)	0	102	192
大型高所放水車(台)	0	85	154
泡原液搬送車(台)	3	97	162
その他の消防車(台)	2	2,466	399
オイルフェンス(m)	49,460	17,976	581,711
オイルフェンス展張船(隻)	0	0	293
油回収船(隻)	0	0	44
油回収装置(基)	0	0	23
消 防 艇(隻)	0	34	-
泡消火薬剤(kℓ)	1,616	3,673	11,194

「市町村(消防機関)」欄の数値は、都道府県からの借用分を含む。

また、特別防災区域が所在する市町村においては、特別防災区域における災害の発生に備える必要があることから、当該市町村に配置する化学消防車の台数、泡消火薬剤の量等に係る消防力の基準が定められていますが、そのうち、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車のいわゆる三点セットの整備については、当室所管の補助金により経費の一

部の補助がなされています。

さらに、特別防災区域所在都道府県においては、関係市町村の消防力を補完し、特別防災区域の防災体制を充実強化するため、泡消火薬剤、オイルフェンスの整備に努めています。

これらの防災体制における防災資機材等の整備状況は、表5のとおりとなっています。

## 平成10年(1月～12月)における火災の概要(概数)について

防災情報室

### 1 はじめに

#### (1) 総出火件数は6,902件の減少

平成10年における総出火件数は54,987件(うち爆発のみの火災件数は193件)であり、前年同期と比べると、6,902件減少しています。

火災種別ごとにみると、建物火災は1,715

件、林野火災は1,850件、航空機火災は3件、その他火災は3,455件それぞれ減少し、一方、車両火災は111件、船舶火災は10件それぞれ増加しています。

#### (2) 火災による死者は18人、負傷者は362人の減少

火災による死者は2,077人であり、前年

同期と比べると、18人減少しています。

火災種別ごとにみると、建物火災は1,374人、林野火災は14人、車両火災は279人、その他火災は410人の死者が発生しています。

火災による負傷者は7,256人であり、前年同期と比べると、362人減少しています。

火災種別ごとにみると、建物火災は6,323人、林野火災は83人、車両火災は290人、船舶火災は36人、その他火災は524人の負傷者が発生しています。

- (3) 火災による死者（爆発を除く）の38.7%は乳幼児及び高齢者

爆発を除いた火災による死者2,068人について年齢層別にみると、乳幼児及び高齢者は801人（38.7%）、また、建物火災の死者1,370人においては、646人（47.2%）をしめています。

- (4) 建物火災の死者のうち、住宅での死者は86.5%

建物火災における死者1,374人のうち、住宅（戸建住宅、共同住宅、併用住宅）における死者は1,189人（86.5%）となっています。

- (5) 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」、「こんろ」

全火災54,987件を出火原因別にみると、「放火」7,266件（13.2%）、「たばこ」5,735件（10.4%）、「こんろ」5,531件（10.1%）、「放火の疑い」5,247件（9.5%）、「たき火」2,864件（5.2%）の順になっています。

爆発を除いた火災について、火災種別ごとにみると、建物火災32,670件にあっては、「こんろ」5,449件（16.7%）、「たばこ」3,667件（11.2%）、「放火」3,575件（10.9%）、「放火の疑い」2,497件（7.6%）、「ストーブ」1,848件（5.7%）の順になっています。

林野火災1,916件では、「たき火」536件（28.0%）、「たばこ」294件（15.3%）、「火入れ」193件（10.1%）、「放火の疑い」154

件（8.0%）、「火あそび」114件（5.9%）の順になっています。

車両火災7,535件では、「放火」1,116件（14.8%）、「放火の疑い」834件（11.1%）、「排気管」721件（9.6%）、「内燃機関」364件（4.8%）、「衝突の火花」336件（4.5%）の順になっています。

その他火災12,538件では、「放火」2,507件（20.0%）、「放火の疑い」1,754件（14.0%）、「たき火」1,693件（13.5%）、「たばこ」1,487件（11.9%）、「火あそび」913件（7.3%）の順になっています。

## 2 全国の概況

- (1) 出火件数

平成10年中における総出火件数は54,987件で、これは、1日当たり約151件、約10分に1件の火災が発生したことになります。

これを火災種別ごとにみますと、以下のとおりです。

総出火件数	54,987件
建物火災	32,804件（59.7%）
林野火災	1,916件（3.5%）
車両火災	7,545件（13.7%）
船舶火災	134件（0.2%）
航空機火災	2件（0.0%）
その他火災	12,586件（22.9%）

また、それぞれを前年と比べますと、以下のとおりとなります。

総出火件数	6,902件（-11.2%）減少
建物火災	1,715件（-5.0%）減少
林野火災	1,850件（-49.1%）減少
車両火災	111件（1.5%）増加
船舶火災	10件（8.1%）増加
航空機火災	3件（-60.0%）減少
その他火災	3,455件（-21.5%）減少

- (2) 死傷者数

平成10年中における死者数は2,077人、負傷者は7,256人で、これは、1日当たり死者が5.7人、負傷者が19.9人それぞれ発生したことになります。また、死者は、火

災26.5件に1人、負傷者は7.6件に1人発生したことになります。

死者数、負傷者数についてそれぞれ前年と比べますと、以下のとおりです。

死者 18人 (-0.9%)減少  
負傷者 362人 (-4.8%)減少

(3) 火災による損害

続いて火災による損害については、以下のとおりです。

焼損棟数	42,686棟	( 117棟/1日 1.3棟/件)
り災世帯数	29,614世帯	( 81世帯/1日 0.9世帯/件)
建物焼損床面積	1,539,743㎡	( 4,218㎡/1日 46.9㎡/件)
建物焼損表面積	154,689㎡	( 424㎡/1日 4.7㎡/件)
林野焼損面積	78,493a	( 215a/1日 41.0a/件)
損害額	1,564億5,782万円	(4億2,865万円/1日 285万円/件)

これらを前年と比べますと、それぞれ以下のとおりとなります。

焼損棟数	8,790件	( -17.1%)減少
り災世帯数	2,342世帯	( -7.3%)減少
建物焼損床面積	272,925㎡	( -15.1%)減少
建物焼損表面積	10,975㎡	( -6.6%)減少
林野焼損面積	233,880a	( -74.9%)減少
損害額	203億9,758万円	( -11.5%)減少

(注) 前年比較における前年数値は、その後の調査により変更があり、昨年同期の発表数値と違うものがあります。

3 建物用途別にみた火災発生状況

建物火災32,804件を建物用途別にみますと、以下のとおりです。

住宅	12,557件	(38.3%)
共同住宅	4,983件	(15.2%)
工場	2,360件	(7.2%)
複合用途(特定)	2,179件	(6.6%)
併用住宅	1,520件	(4.6%)
倉庫	1,126件	(3.4%)
複合用途(非特定)	1,050件	(3.2%)
事務所	761件	(2.3%)
飲食店	620件	(1.9%)
物品販売店舗	568件	(1.7%)
その他の用途の建物火災	5,080件	(15.5%)

その他の用途には、学校、旅館、神社・寺院、駐車場、遊技場、病院、社会福祉施設、公会堂、停車場、料理店、キャバレー、劇場、公衆浴場、幼稚園、文化財、図書館、航空機格納庫、特殊浴場、スタジオ、地下街等があります。

4 出火原因別にみた火災発生状況

(1) 全火災54,987件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

放火	7,266件	(13.2%)
たばこ	5,735件	(10.4%)
こんろ	5,531件	(10.1%)
放火の疑い	5,247件	(9.5%)
たき火	2,864件	(5.2%)
火あそび	2,152件	(3.9%)
ストーブ	1,897件	(3.4%)
電灯・電話等の配線	1,369件	(2.5%)
配線器具	996件	(1.8%)
マッチ・ライター	989件	(1.8%)
電気機器	915件	(1.7%)
排気管	801件	(1.5%)
火入れ	769件	(1.4%)
焼却炉	692件	(1.3%)
溶接機・切断機	675件	(1.2%)
その他	10,310件	(18.7%)
不明・調査中	6,779件	(12.3%)

(2) 爆発を除く建物火災32,670件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

こんろ	5,449件	(16.7%)
たばこ	3,667件	(11.2%)
放火	3,575件	(10.9%)
放火の疑い	2,497件	(7.6%)
ストーブ	1,848件	(5.7%)
火あそび	1,070件	(3.3%)
電灯・電話等の配線	1,044件	(3.2%)
配線器具	807件	(2.5%)
電気機器	644件	(2.0%)
たき火	544件	(1.7%)
風呂かまど	541件	(1.7%)
灯火	540件	(1.7%)

マッチ・ライター	488件 ( 1.5%)
溶接機・切断機	424件 ( 1.3%)
煙突・煙道	326件 ( 1.0%)
その他	5,006件 (15.3%)
不明・調査中	4,200件 (12.9%)

(3) 爆発を除く林野火災1,916件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

たき火	536件 (28.0%)
たばこ	294件 (15.3%)
火入れ	193件 (10.1%)
放火の疑い	154件 (8.0%)
火あそび	114件 (5.9%)
放火	60件 (3.1%)
マッチ・ライター	34件 (1.8%)
焼却炉	23件 (1.2%)
取灰	10件 (0.5%)
内燃機関	3件 (0.2%)
煙突・煙道	2件 (0.1%)
電灯・電話等の配線	2件 (0.1%)
排気管	1件 (0.1%)
こんろ	1件 (0.1%)
かまど	1件 (0.1%)
その他	167件 (8.7%)
不明・調査中	321件 (16.8%)

(4) 爆発を除く車両火災7,535件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

放火	1,116件 (14.8%)
放火の疑い	834件 (11.1%)
排気管	721件 (9.6%)
内燃機関	364件 (4.8%)
衝突の火花	336件 (4.5%)
たばこ	277件 (3.7%)
マッチ・ライター	251件 (3.3%)
電気機器	203件 (2.7%)
電気装置	201件 (2.7%)
配線器具	103件 (1.4%)
たき火	80件 (1.1%)
電灯・電話等の配線	63件 (0.8%)
火あそび	53件 (0.7%)
溶接機・切断機	35件 (0.5%)

焼却炉	31件 (0.4%)
その他	1,757件 (23.3%)
不明・調査中	1,110件 (14.7%)

(5) 爆発を除く船舶火災133件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

電灯・電話等の配線	13件 (9.8%)
溶接機・切断機	12件 (9.0%)
たばこ	7件 (5.3%)
排気管	7件 (5.3%)
放火の疑い	6件 (4.5%)
電気機器	5件 (3.8%)
放火	5件 (3.8%)
配線器具	5件 (3.8%)
マッチ・ライター	3件 (2.3%)
たき火	3件 (2.3%)
電気装置	3件 (2.3%)
こんろ	3件 (2.3%)
ストーブ	3件 (2.3%)
焼却炉	2件 (1.5%)
その他	28件 (21.1%)
不明・調査中	28件 (21.1%)

(6) 爆発を除く航空機火災2件を出火原因については、現在調査中です。

(7) 爆発を除くその他火災12,538件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

放火	2,507件 (20.0%)
放火の疑い	1,754件 (14.0%)
たき火	1,693件 (13.5%)
たばこ	1,487件 (11.9%)
火あそび	913件 (7.3%)
火入れ	485件 (3.9%)
焼却炉	334件 (2.7%)
電灯・電話等の配線	247件 (2.0%)
マッチ・ライター	195件 (1.6%)
溶接機・切断機	192件 (1.5%)
配線器具	78件 (0.6%)
取灰	62件 (0.5%)
電気装置	60件 (0.5%)
電気機器	53件 (0.4%)
こんろ	30件 (0.2%)

その他 1,348件 (10.8%)  
 不明・調査中 1,100件 (8.8%)

(8) 爆発のみの火災193件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

こんろ 21件 (10.9%)  
 マッチ・ライター 18件 (9.3%)  
 溶接機・切断機 11件 (5.7%)  
 電気機器 10件 (5.2%)  
 風呂かまど 9件 (4.7%)  
 たき火 8件 (4.1%)  
 ストープ 7件 (3.6%)  
 配線器具 3件 (1.6%)  
 たばこ 3件 (1.6%)  
 炉 3件 (1.6%)  
 電気装置 3件 (1.6%)  
 放火 3件 (1.6%)  
 焼却炉 2件 (1.0%)  
 放火の疑い 2件 (1.0%)  
 その他 72件 (37.3%)  
 不明・調査中 18件 (9.3%)

## 5 死傷者の発生状況

(1) 火災種別死者発生状況

全死者2,077人について火災種別ごとに見ますと、以下のとおりです。

建物火災 1,374人 (66.2%)  
 林野火災 14人 (0.7%)  
 車両火災 279人 (13.4%)  
 船舶火災 0人 (-)  
 航空機火災 0人 (-)  
 その他火災 410人 (19.7%)

(2) 建物用途別死者発生状況

建物火災における死者1,374人を建物用途別にみますと、以下のとおりです。

住宅 890人 (64.8%)  
 共同住宅 220人 (16.0%)  
 併用住宅 79人 (5.7%)  
 複合用途(特定) 42人 (3.1%)  
 複合用途(非特定) 23人 (1.7%)  
 工場 19人 (1.4%)  
 倉庫 9人 (0.7%)  
 飲食店 6人 (0.4%)

病院 5人 (0.4%)  
 社会福祉施設 3人 (0.2%)  
 その他の用途の建物火災 78人 (5.7%)

その他の用途には、事務所、神社・寺院、物品販売店舗、旅館、駐車場、公衆浴場、停車場、遊技場、学校等があります。

(3) 火災種別負傷者発生状況

全負傷者7,256人について火災種別ごとに見ますと、以下のとおりです。

建物火災 6,323人 (87.1%)  
 林野火災 83人 (1.1%)  
 車両火災 290人 (4.0%)  
 船舶火災 36人 (0.5%)  
 航空機火災 0人 (-)  
 その他火災 524人 (7.2%)

(4) 建物用途別負傷者発生状況

建物火災における負傷者6,323人を建物用途別にみますと、以下のとおりです。

住宅 3,031人 (47.9%)  
 共同住宅 1,091人 (17.3%)  
 複合用途(特定) 436人 (6.9%)  
 併用住宅 386人 (6.1%)  
 工場 375人 (5.9%)  
 複合用途(非特定) 235人 (3.7%)  
 飲食店 94人 (1.5%)  
 倉庫 76人 (1.2%)  
 事務所 62人 (1.0%)  
 物品販売店舗 55人 (0.9%)  
 その他の用途の建物火災 482人 (7.6%)

その他の用途には、病院、学校、旅館、遊技場、社会福祉施設、神社・寺院、駐車場、公衆浴場、キャバレー、料理店、劇場、特殊浴場、スタジオ、公会堂、文化財等があります。

(5) 死者の発生した経過別死者発生状況

全死者2,077人について、死者の発生した経過別にみますと、以下のとおりです。

放火自殺 859人 (41.4%)  
 逃げおくれ 757人 (36.4%)  
 着衣着火 139人 (6.7%)  
 出火後再進入 22人 (1.1%)

その他	300人 (14.4%)
-----	--------------

(6) 年齢層別死者発生状況  
爆発を除く死者2,068人について、年齢層別にみますと、以下のとおりです。

6～64歳以下	1,258人 (60.8%)
65歳以上	726人 (35.1%)
5歳以下	75人 (3.6%)
年齢不明	9人 (0.4%)

(7) 複合条件による死者発生数

① 年齢層並びに火災種別ごとにみると、以下のとおりです。

(i) 5歳以下(爆発を除く)

建物火災	69人 (92.0%)
林野火災	0人 (-)
車両火災	4人 (5.3%)
船舶火災	0人 (-)
航空機火災	0人 (-)
その他火災	2人 (2.7%)

(ii) 6～64歳以下(爆発を除く)

建物火災	720人 (57.2%)
林野火災	2人 (0.2%)
車両火災	252人 (20.0%)
船舶火災	0人 (-)
航空機火災	0人 (-)
その他火災	284人 (22.6%)

(iii) 65歳以上(爆発を除く)

建物火災	577人 (79.5%)
林野火災	12人 (1.7%)
車両火災	21人 (2.9%)
船舶火災	0人 (-)
航空機火災	0人 (-)
その他火災	116人 (16.0%)

② 年齢層並びに建物用途別にみると、以下のとおりです。

(i) 5歳以下(爆発を除く)

住宅	42人 (60.9%)
共同住宅	16人 (23.2%)
複合用途(非特定)	7人 (10.1%)
併用住宅	3人 (4.3%)
複合用途(特定)	1人 (1.4%)

(ii) 6～64歳以下(爆発を除く)

住宅	418人 (58.1%)
共同住宅	143人 (19.9%)
併用住宅	54人 (7.5%)
複合用途(特定)	22人 (3.1%)
工場	16人 (2.2%)
倉庫	8人 (1.1%)
飲食店	5人 (0.7%)
複合用途(非特定)	5人 (0.7%)
その他	49人 (6.8%)

(iii) 65歳以上(爆発を除く)

住宅	428人 (74.2%)
共同住宅	60人 (10.4%)
併用住宅	22人 (3.8%)
複合用途(特定)	19人 (3.3%)
複合用途(非特定)	11人 (1.9%)
病院	3人 (0.5%)
工場	2人 (0.3%)
神社・寺院	2人 (0.3%)
物品販売店舗	2人 (0.3%)
その他	28人 (4.9%)

③ 年齢層並びに死者の発生した経過別にみると、以下のとおりです。

(i) 5歳以下(爆発を除く)

逃げおくれ	57人 (76.0%)
放火自殺	7人 (9.3%)
着衣着火	1人 (1.3%)
出火後再進入	0人 (-)
その他	10人 (13.3%)

(ii) 6～64歳以下(爆発を除く)

放火自殺	705人 (56.0%)
逃げおくれ	321人 (25.5%)
着衣着火	37人 (2.9%)
出火後再進入	9人 (0.7%)
その他	186人 (14.8%)

(iii) 65歳以上(爆発を除く)

逃げおくれ	368人 (50.7%)
放火自殺	141人 (19.4%)
着衣着火	101人 (13.9%)
出火後再進入	13人 (1.8%)
その他	103人 (14.2%)

## 美術と童謡のふるさと北茨城

北茨城市消防本部 消防長 新保 榮

北茨城市は茨城県の最北部に位置し、首都東京から180kmの地点で、東西24km、南北22km、総面積186.49km<sup>2</sup>で人口5万3千人の小都市であります。

市域の西北部は阿武隈山脈が連なり、支脈を水源とする大北川などの河川が太平洋に注ぎ各河川の流域には豊かで肥沃な平坦地がひらけております。

主要な交通機関としてJR常磐線と国道6号線及び常磐自動車道が各々南北に走り、山、海、川ありの豊かで美しい自然環境に恵まれ、一年を通して太平洋の黒潮の影響を受け気候も温暖で過ごしやすい土地柄であります。

当地方は、寛永4年に露頭炭の採掘に着手し、これが常磐炭田開発の始まりとなり、戦前戦後をとおして基幹産業として発展に一大変革をもたらしました。

一大変革をもたらした石炭産業も昭和40年代のエネルギー革命により大手炭鉱が相次いで閉山に追い込まれ6万人の人口が4万3千人に減少してしまいました。

このため市民の働く場所を確保のため、工業団地の造成に着手し企業の誘致が行われ、これらが実を結び一時流出した人口がUターン現象により現在5万3千人までに回復いたしました。

市内の2ヶ所の漁港も漁港整備事業により安全な港に生れ変わり、常磐沖の漁場の水揚げ寄港地として漁獲高も伸び、冬期に水揚げされる常磐沖の鮫鱈はグルメブームにのりあんこう鍋として全国的に有名であります。

### 岡倉天心と茨城大学五浦美術文化研究所

日本を代表する思想家、岡倉天心は、1898年に当地の五浦に居を構え弟子たちとともに日本

美術院を創設いたしました。

現在の研究所の敷地内には、長屋門、邸宅が残り、前庭先の太平洋を望む断崖の上には六角堂が往時の面影をとどめております。付近には、研究所跡、天心の墓所、横山大観の別荘もあり、風景を楽しみながら美術文化の偉業を偲ぶ人々も多数おとづれております。

また、茨城県天心記念五浦美術館は天心の業績を顕彰し平成9年11月に開館し、五浦の作家に連なる優れた作品や数々の試料を展示したり近代日本美術院の創設期から現代までの流れを紹介しております。

この地は新しい日本画の創造に励んだ美術史上極めて重要な所であり、五浦に打ち寄せる潮音（渚・音100選）と美しい松林の優れた景勝地であります。

### 野口雨情生家と記念館

雨情は明治15年に当地で生まれ、明治37年頃から作詞活動に入り我国最初の創作民謡集「枯草」を出版いたしました。

当時、北原白秋、西条八十とならんで三大童謡詩人といわれ昭和20年63歳で亡くなるまで全国各地や中国、蒙古等を旅し「七つの子」「あの町この町」「船頭小唄」「波浮の港」など数多くの童謡や民謡を作り現在も多くの人々に親しまれ歌われています。

雨情の生家は、地方きっての名家で父は村長の要職を歴任し信望も厚い人物でありました。

水戸徳川家は、当家を観海亭と命名し、歴代の藩主もこの家に泊まったといわれております。生家は、昭和42年に市指定文化財となり、生家の東海岸には、雨情記念館が設立され、資料の保存展示公開を行っています。



- (3) **子供だけを残して外出することを避ける!!**  
子供（特に幼児）だけを残して外出することは避けなければなりません。止むを得ず子供だけを残して外出する時には、ガスこんろ、ガストーブ等の元栓を閉めるなど火気使用器具を容易に火が付かないようにするのは勿論のこと外出時間もできるだけ短くしましょう。
- (4) **子供が火遊びをしているのを見かけたら、注意してやめさせる!!**  
子供は、火遊びにスリルと興奮を覚えるも

ので、エスカレートしていくとその頻度も増え、行動も危険なものとなります。このような危険性を早期に防ぐためにも、子供の火遊びを見つけたら、必ず厳しく注意しやめさせましょう。

- (5) **子供に火の恐ろしさ、正しい火の取扱いについて教える!!**

子供が火に対して興味を示すのは自然なことです。火に関心を持つようになったら、火の恐ろしさを十分理解させるとともに、その正しい取扱い方法について教えていきましょう。

## 危険物施設の安全の確保

### （危険物規制課）

#### 1 目的

石油類をはじめとする危険物は、自動車・ストーブ・ボイラーなどの燃料や、プラスチック・塗料などの化学工業製品の原料などとして幅広く使用されており、現代の私たちの生活を支えてくれる非常に便利なものとなっています。

しかし、これらの危険物は、取扱いを誤ると火災・爆発を起こす可能性が高く、多くの生命や財産を一瞬にして奪ってしまう危険なものでもあります。したがって、危険物を取り扱う際には細心の注意をもって臨み、その安全確保に努めなければなりません。

危険物に係る事故の多くは、管理不十分や誤操作などの人的要因が原因で発生しているものとなっており、こうした事故の発生を未然に防止するためには、危険物の取扱いに従事する方々の保安に対する意識の高揚や、各事業所における保安管理の徹底などの、自主保安体制の確立が不可欠なものとなっております。

このため、消防庁では、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物関係事業所に対して保安の確保を呼びかけるとともに、広く一般国民の方々に対しても、危険物に対

する理解を深めていただくよう努めています。

#### 2 期間

平成11年6月6日(日)から6月12日(土)

#### 3 実施団体

消防庁、地方公共団体、全国消防長会、全国危険物安全協会、危険物関係諸団体

#### 4 危険物安全週間の実施方針

危険物安全週間中は、消防庁、地方公共団体、全国消防長会、全国危険物安全協会、その他関係団体の緊密な協力のもとに、地域の実情に応じ、以下のような行事を実施します。

- ・講演会、研修会等の開催
  - ・新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等を通じた危険物の保安の重要性に関する広報
  - ・啓発活動による広報
  - ・危険物についてのポスターやパンフレット等の作成、配布
  - ・全国の消防機関による危険物関係事業所等に対する査察の実施
  - ・危険物関係事業所等の自衛消防組織等による消防訓練の実施
  - ・危険物保安功労者の表彰
  - ・優良危険物関係事業所の表彰
  - ・危険物の安全に関する標語等の募集
- この「危険物安全週間」をとおして、危険

物の取扱いに従事する方々をはじめ、多くの方々が危険物に対する理解を深めることによ

り、事故のない、安全で豊かな社会を築いていきましょう。

## 石油コンビナート災害の防止

### (特殊災害室)

石油コンビナート等災害防止法は、三菱石油水島製油所の重油流出事故等、石油コンビナート地帯で災害が頻発したことを契機として、昭和51年6月に施行され、今年で22年が経過しました。

この法律は、大量の石油（総貯蔵・取扱量10万キロリットル以上）又は高圧ガス（総処理量2千万立方メートル以上）の集積している地域を石油コンビナート等特別防災区域に指定し、この区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図ることを目的として制定されました。

制定からこれまでの間の石油コンビナート等特別防災区域における災害の発生状況をみると、昭和51年の157件をピークに減少傾向にありましたが、平成6年を境にここ数年は増加の傾向がみられます。

現在、石油コンビナート等特別防災区域として、34都道府県86地区を指定しておりますが、これらの区域で一旦災害が発生すると、極めて大規模な災害に拡大するおそれがあります。従って、特定事業者の皆様には、常に災害の発生防止のために必要な措置を講じ、また、万一災害が発生した場合においてもその拡大を防止するために万全の措置を講ずる責務があります。

各特定事業者の皆様は、自らの防災体制が十分なものであるか、防災要員に対する教育訓練の状況をも含め、今一度点検を行いましょう。

#### 1 特定防災施設等の点検実施及び適正な維持管理

流出油等防止堤、消火用屋外給水施設等については、日頃から破損、亀裂、変形、損傷、著しい腐食等がないかどうかを確認し、常に機能が十分発揮できるよう維持管理すること

が大切です。

#### 2 防災資機材等の点検実施及び適正な維持管理

自衛防災組織等に備え付けられている大型化学消防車等の防災資機材等は、万一火災などの災害が発生した時にその能力を十分に発揮することが求められていますので、適正に維持管理することが必要です。

このためには、日常の始業点検はもちろんのこと、点検整備マニュアル等に基づき定期的な点検を励行し、適正な補修などに努めることが大切です。

また、発生した災害が拡大し、防災活動が長時間に及ぶ場合に備えるため、防災資機材等に係る支援要請等についてあらかじめ近くの特定期事業所と応援協定等を締結しておくことも必要です。

#### 3 防災要員の教育訓練の実施

石油コンビナート災害に対処する防災要員には、専門的知識と実践的防災活動技術が求められています。

しかし、過去の災害事例からは、防災資機材や消火設備等の操作ができなかったり、また、操作を誤ったために、迅速かつ的確な防災活動ができず、災害が拡大したことも報告されています。

これらの知識や技術は、教育訓練、さらには実際の災害対応活動経験を通じて身につけるものですが、実際の災害を経験することは少ないものですので、各特定事業者においては、教育訓練をより一層充実すること等により、防災要員の能力の維持・向上を図っていくことが大切であるといえます。

石油コンビナート災害のように大規模な災

害となる危険性をはらむ災害も、常日頃からの防災に関する努力のひとつひとつの積み重ねが未然にその発生を防止することとなると

ともに、万一の際にもその拡大の防止につながることとなりますので、関係者の皆様にはなお一層のご尽力をお願いいたします。

## 住宅防火対策の推進《防災品の普及促進》

### （予 防 課）

平成9年中の住宅火災による死者は、放火自殺者等を除くと923人であり、このうち65歳以上の高齢者は、499人（54.1%）と過半数を超えています。日本の社会における高齢化が、今後ますます進展することを考え併せると、高齢者を中心とした「住宅防火対策」は、国民全体の極めて重要な課題となっています。

住宅火災によって発生した死者数を着火物別にみますと「ふとん類」及び「衣類」が全体の約3割を占めておりますが、特に衣類の着火においては、高齢者の死者が占める割合が高くなっており、これは、いったん火がつくとなかなか消すことができないことなどが死者発生の原因となっていると考えられます。

この場合の消し方としては、走り回らずに倒れ込んで転がることなどが考えられますが、高齢者の方は身体的条件から迅速かつ的確な行動をとることは非常に困難であることから、火が燃え広がりにくい防災性能のある衣類等（「防災製品」という。参考1参照）を使用することは、衣類等の着火による死者を減らすための有効な手段となります。

また、じゅうたん、カーテンなどは、家庭で使用する繊維製品の中でも着火物となりやすく、いったん火がつくと延焼拡大の媒体となりやすいことから、これらのものに防災性能を有するもの（「防災物品」という。参考2参照）を使用することは、火災の拡大を防ぐうえで効果的です。さらに、車のボディカバーに防災製品を使用することは、放火火災の防止にもつながります。

ただし、ここで注意していただきたいのは、あくまで防災製品・防災物品は「燃えにくく加

工されている」ということであり、全く燃えないから火災にならないというものではないということです。防災製品・防災物品の活用は、火災予防対策と組み合わせることにより効果を発揮するものであることから、「防災製品・防災物品を使用しているのだから大丈夫だろう」と考えて、日頃の住宅防火対策の心がけをおろそかにしないようにしましょう。

[参考1]

「防災製品」とは、寝具や衣類などで火が接触しても燃え広がりにくいように加工された製品です。防災製品認定委員会で認定されたもので「防災製品」の表示（図1参照）が附されているものは、見ためや手ざわりは普通のものと変わりなく、肌に触れたり、幼児がなめたりしたときの安全チェックもされています。



図1 防災製品ラベル

[参考2]

「防災物品」とは、カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等で「防災」の表示（図2参照）が附され、高層建築物、地下街、病院、幼稚園等のほか不特定多数の人が出入りする建築物では使用を義務付けられています。

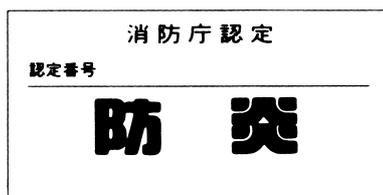


図2 防災ラベル



寝たばこの不始末で寝具から出火し、更にカーテンへ燃え移り火災へと……。これらが防災性能をもっていれば火災は未然に防げたわけです。

## 災害弱者対策の推進

災害弱者とは、災害に対処するにあたって何らかの障害を持つ人々を意味し、具体的には高齢者（ひとり暮らし、寝たきり等）、障害者、乳幼児、妊産婦、日本語を解さない外国人などが考えられます。また、こうした人々の他、災害によって負傷したり、孤児となるなど災害後に新たに障害を持った人々や遠距離通勤者で帰宅が困難となった人（帰宅困難者）、たまたま旅行に来ていて不慣れな土地で災害に遭遇した旅行者等も災害弱者としてとらえることもできます。

一度災害が発生すると、災害弱者と言われる人々が被害を受ける可能性が高いことが、過去に起こった各種の災害の教訓とされています。例えば平成5年7月に発生した北海道南西沖地震の状況を見ると、死者・行方不明者230人のうち36.7パーセントが65歳以上の高齢者でした。同年8月鹿児島県を襲った豪雨災害においても121人の死者・行方不明者のうち44.6パーセントが高齢者でした。また、平成7年1月の阪神・淡路大震災でも年齢の上昇とともに死亡率も上昇し、65歳を超えるあたりから死亡率が特に高くなる傾向がありました。その他、長期にわ

### （防 災 課）

たる避難生活の中で視覚、聴覚、肢体不自由、内部障害、外国人等災害対応に障害を持つ人それぞれに、個別の多様なニーズが現れました。

このような災害弱者に対する対策は、既に各地方公共団体において、様々な取組や検討がなされているところであります。高齢者の方々へボタン一つで通報することができる装置の配布、聴覚障害者宅への情報伝達用のファクシミリの貸与、外国語の防災啓発用パンフレットや案内板等の外国語表示又は防災拠点となる公共施設のバリアフリー化などは、その一例です。

行政サイドでの対策が進むことは頼もしいばかりですが、いざというとき、これらの設備を有効に活用できなければ良い結果を導くことはできません。

全国の多くの地域では、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯意識に基づき結成された自主防災組織や福祉分野などで活躍されているボランティアの団体や個人の方々が大勢おられます。効果的な災害弱者対策を推進するため、日常的に地域に密着し、詳細の情報を保有し、組織的な行動がとれる体制を有しているこれらの団体と行政が互いに連携し合い活動

することに、大きな期待がかけられています。

しかし、これらの活動も地域の理解と協力無くしては、最大限の効果は期待できません。お年寄りや障害を持つ人々を災害から守るのは、地域住民の一人ひとりの日頃からの心がけと災害時の適切な行動です。このためにも住民の皆

様には、それぞれの地域で実施される防災訓練や講習会等に積極的に参加して防災知識や技術の習得に努めるとともに、災害時に手助けの必要な人がご近所にどれくらいおられるのか考えてみてはいかがでしょうか。

## お 知 ら せ

### 平成11年3月の通知・通達について

発 番 号	日 付	あ て 先	発信者	標 題
消防危第17号	11 3 .1	各都道府県知事	消防庁長官	平成11年度「危険物安全週間」の実施について
消防消第40号	11 3 2	各都道府県消防防災主管部長	消防課長	平成10年度消防施設整備事業債の貸付条件について
消防救第58号	11 3 3	各都道府県消防防災主管部長	救急救助課長	クエン酸シルデナフィル製剤について
消防消第43号	11 3 4	各都道府県消防防災主管部長	消防課長	市町村消防施設等整備費補助金の配分方針について
消防特第25号	11 3 8	関係都道府県消防防災主幹部長	特殊災害室長	送泡設備の設置された石油を貯蔵する屋外タンクが特定事業所にある場合に備え付けるべき防災資機材等に関する運用指針について
消防予第48号	11 3 .10	各都道府県消防主管部長	予防課長	平成11年度上半期可搬式ポンプ等整備資格者講習及び特例講習並びに再講習の実施について
消防危第22号	11 3 .17	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長	危険物施設の変更工事に係る完成検査等における自主検査の活用について
消防危第23号	11 3 .18	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長	平成11年度「危険物安全週間」の実施要領について
消防危第24号	11 3 23	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長	製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続について
消防救第63号	11 3 26	各都道府県消防防災主管部長	救急救助課長	大規模災害時における消防防災ヘリコプターの広域応援体制について
消防救第68号	11 3 26	各都道府県知事	消防庁次長	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び細目の一部改正について
消防危第26号	11 3 30	各都道府県知事	消防庁次長	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について
消防危第27号	11 3 30	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長	準特定屋外タンク貯蔵所の技術基準に関する運用について
消防救第84号	11 3 30	各都道府県知事	消防庁長官	救急業務実施基準の一部改正について
消防総第186号	11 3 30	各都道府県消防防災主管部長	総務課長	規制緩和推進3ヶ年計画の改定について
消防予第55号	11 3 31	各都道府県消防主管部長	予防課長	消防設備等に係る金融上の措置について

## 国際緊急援助活動に係る消防庁長官表彰及び感謝状贈呈について

総務課

消防庁では、コロンビア共和国で発生した地震災害に際し、国際消防救助隊として同国に派遣され功労のあった国際消防救助隊員に対する表彰並びに消防庁長官の要請に基づき隊員を派遣された消防本部に対する感謝状の贈呈を下記のとおり行いました。

記

### 1 表彰式

- (1) 日時 平成11年3月24日(水) 11時00分から
- (2) 場所 JTビル7階 自治省講堂  
(港区虎ノ門2-2-1)

### 2 受章者等

- (1) 消防庁長官表彰(国際協力功労章) 受章者(15名)

消防庁救急救助課	広域消防応援対策官	北出正俊
東京消防庁	消防司令長	細田正夫
〃	消防司令	阿部光
〃	消防司令補	竹泉聡
〃	消防司令補	西原健治
〃	消防司令補	篠原邦隆
〃	消防士長	吉田耕
〃	消防士長	五十嵐裕明
〃	消防副士長	岩間弘光
大阪市消防局	消防司令	中居徳夫
〃	消防司令補	野呂忠司
千葉市消防局	消防司令補	石野一義
〃	消防士長	永野隆行
船橋市消防局	消防士長	吉田和行
〃	消防士長	佐藤尚吾

- (2) 消防庁長官感謝状贈呈機関(4機関)

(国際消防救助隊員派遣消防本部)

東京消防庁  
大阪市消防局  
千葉市消防局  
船橋市消防局



## 「危険物安全週間推進標語」の決定について

### 危険物 一手先読む 確かな点検

#### 危険物規制課

消防庁では、地方公共団体、全国消防長会及び(財)全国危険物安全協会と共催で、関係諸団体の協力により「危険物安全週間」(6月第2週)を中心として危険物の安全に関する意識の高揚及び啓発を行っています。

この一環として、「危険物安全週間推進標語」を全国に募集したところ、14,507点にのぼる作品の応募があり、去る3月10日に開催された危険物安全週間推進標語審査委員会において

標記作品が平成11年度の標語として決定されました。

この標語は、危険物の安全の確保に関する意識を啓発するため本年5月に各都道府県、市町村、消防機関、危険物関係事業所等に配布されるポスター(モデル囲碁棋士梅沢由香里さん)に使用されるほか、様々なかたちで周知が図られていく予定です。

## 「自治体消防50年のあゆみ」の発刊

#### 総務課

昭和23年3月7日に消防組織法が施行され、今日の自治体消防制度が発足してから昨年3月で50周年を迎えました。自治体消防50年記念事業実行委員会では、これを記念し、また、半世紀という大きな節目を今後の消防防災行政の発展につなげることができるよう、平成8年度から様々な記念事業を実施してきました。

その中のひとつとして、何か後世に残せるも

のをまとめたいという意図で編集したのが、この記念誌です。

この記念誌は、全国の地方公共団体の消防防災担当課、消防学校、消防本部、県立図書館などに配付することとしており、4月中旬に届くよう発送します。

なお、この記念誌は、財団法人日本宝くじ協会の助成を受けて発刊されたのもです。

## テレビによる防災キャンペーン(5月分)

ご存じですか		防災ミニ百科
放送日	主管課	テ - マ
5月6日	消防課	消防団活動への理解と協力
5月20日	防災課	風水害への備え ～災害危険箇所の把握・地域の取り組み～

# 消 防 庁 辞 令

(平成11年3月31日付)

氏 名	新	旧
滝 沢 忠 徳	辞職	消防庁次長
朝 日 信 夫	辞職	消防大学校長
山 口 勝 己	出向 (自治大臣官房付へ)	消防課長
福 山 嗣 朗	出向 (自治大臣官房付へ)	震災対策指導室長
梅 原 直	長官付 辞職(日本消防検定協会総務部長へ)	危険物保安技術協会業務企画部長
吉 田 忠	長官付 辞職(消防試験研究センター企画研究部長へ)	日本消防検定協会総務部長
木 原 正 則	辞職 (危険物保安技術協会業務企画部長へ)	危険物規制課危険物判定指導官
西 村 哲 生	辞職 (救急振興財団総務部参事兼総務課長へ)	消防研究所庶務課長
岸 野 誠 一	辞職 (救急救命東京研修所総務部参事兼総務課長へ)	特殊災害室理事官
高 橋 徹	総務課理事官 辞職(京都市消防局安全救急部担当部長兼予防部担当部長へ)	石油公団備蓄業務部安全防災課長
小 西 敦	出向 (自治大臣官房付へ)	総務課理事官
高 橋 規 夫	辞職 (横浜市消防局予防部指導課長へ)	消防課課長補佐
長 尾 一 郎	辞職 (兵庫県知事公室防災企画課参事(企画担当)へ)	防災情報室課長補佐兼防災課課長補佐
岡 本 誠 司	出向 (自治大臣官房総務課課長補佐へ)	救急救助課課長補佐
田 代 修 平	退職	消防大学校教授
高 松 秀 一	出向 (自治大臣官房総務課主査へ)	総務課広報係長兼企画係長
山 本 勲	辞職 (石油公団備蓄業務部安全防災課長代理へ)	消防大学校助教授
柳 澤 大 樹	辞職 (危険物保安技術協会タンク審査部タンク審査課主任検査員へ)	危険物規制課パイプライン係長
筑 紫 利 之	辞職 (静岡県防災局消防室主査へ)	防災課防災第三係長
谷 内 幸 久	辞職 (東京消防庁防災部防災課へ)	危険物規制課化学火災係長
細 見 秀 和	辞職 (兵庫県知事公室防災企画課へ)	震災対策指導室
小金澤 貴 史	辞職 (川崎市消防局予防部予防課へ)	予防課

梅 木 久 夫	辞職 (北九州市消防局警防部警防課へ)	消防課
近 藤 泉	出向 (自治大臣官房総務課へ)	総務課
円城寺 勝	総務課 辞職	東京消防庁装備部通信課副主任
西 嶋 大 文	出向 (自治大臣官房総務課へ)	消防研究所庶務課
柳 橋 敏 喜	退職	総務課車庫長
平 賀 俊 哉	退職	消防研究所第三研究部消火設備研究室長

(平成11年4月1日付)

氏 名	新	旧
細 野 光 弘	消防庁次長	自治大臣官房付兼審議官
山 下 茂	消防大学校長	和歌山県副知事
江 端 康 二	消防課長	自治大臣官房付
佐 野 忠 史	出向 (自治省財政局指導課長兼地域振興券推進室長へ)	防災課長
丸 山 浩 司	防災課長	自治大臣官房付
向 田 正 博	震災対策指導室長	自治大臣官房付
石 川 増 弘	危険物規制課危険物判定指導官	消防試験研究センター企画研究部長
本 田 勉	消防研究所庶務課長	自治大臣官房付
塩 見 寛	消防大学校教授	自治大臣官房総務課課長補佐
笹 木 平	特殊災害室課長補佐	自治大臣官房総務課課長補佐
田 中 豊	総務課課長補佐	自治省財政局準公営企業室課長補佐
鈴 木 康 幸	防災情報室課長補佐兼防災課課長補佐	震災対策指導室震災対策専門官兼課長補佐
鶴 巻 郁 夫	救急救助課課長補佐	自治大臣官房総務課課長補佐
奥 田 善 治	消防課課長補佐	京都市消防局総務部企画担当課長
吉 本 義 幸	震災対策指導室震災対策専門官兼課長補佐	兵庫県知事公室防災企画副課長
浅 本 邦 裕	出向 (自治大臣官房総務課課長補佐へ)	総務課主幹
吉 住 智 文	総務課主幹	自治省行政局選挙部管理課主幹

本島茂夫	予防課主幹・安全指導係長事務取扱	自治大臣官房総務課主幹
富沢重則	出向 (自治大臣官房会計課主幹へ)	予防課主幹・安全指導係長事務取扱
三和英治	免兼震災対策指導室指導係長	震災対策指導室企画係長兼指導係長
清田義知	総務課広報係長兼企画係長	自治大臣官房総務課企画係長
渡邊明宏	消防大学校助教授	特殊災害室指導係長兼審査係長
滝明	特殊災害室指導係長兼審査係長	自治体国際化協会
阿部龍	震災対策指導室指導係長	自治大臣官房総務課主査
山本豊	危険物規制課化学火災係長	東京消防庁小石川消防署査察担当係長
和田正彦	危険物規制課パイプライン係長	危険物保安技術協会タンク審査部タンク審査課主任検査員
中村秀実	防災課防災第三係長	静岡県総務部防災課主査
小林民子	兼消防大学校調査研究部	消防大学校庶務課
大嶋文彦	救急救助課	危険物規制課
及川信	総務課	自治大臣官房総務課
近藤貴幸	出向 (自治省行政局公務員部高齢対策室へ)	消防課
向山秀昭	特殊災害室	自治大臣官房総務課
水野敦志	消防課	自治大臣官房総務課
青砥貴司	出向 (自治省税務局固定資産税課へ)	総務課
東史浩	出向 (自治省税務局資産評価室へ)	総務課
川戸淳史	出向 (自治省税務局固定資産税課へ)	総務課
中沢靖	消防研究所庶務課	自治大臣官房総務課
宮沢隆律	出向 (自治省財政局地方債課へ)	総務課
鈴木宏治	出向 (自治省行政局公務員部公務員課へ)	特殊災害室
熊倉弘統	総務課	自治大臣官房総務課
大竹勇二	免兼総務課	消防研究所庶務課兼総務課
田淵一人	防災情報室	川崎市消防局高津消防署

## 4月の広報テーマ

### 林野火災の防止

### 外出先での地震の対処

### 住宅防火対策の推進

森 成 司	予防課	北九州市消防局小倉南消防署
村 上 明 伸	防災情報室	
入 山 智 幸	総務課	自治大臣官房総務課
本 間 良太郎	総務課	自治大臣官房総務課
中 原 英 樹	総務課	自治大臣官房総務課
長谷川 和 俊	免消火第二研究室長事務取扱	消防研究所第二研究部長・消火第二研究室長事務取扱
竹 元 昭 夫	消防研究所第三研究部 消火設備研究室長	消防研究所第二研究部主任研究官
鶴 田 俊	消防研究所第二研究部 消火第二研究室長	消防研究所第二研究部主任研究官
佐 宗 祐 子	消防研究所第二研究部主任研究官	消防研究所第二研究部
高 梨 健 一	消防研究所第一研究部	防災情報室

#### 編集後記

開花を待ちわびていた桜が一斉に咲き、真新しいスーツ姿のフレッシュマンを含め、消防庁全体では約80名の人事異動の中、平成11年度がスタートしました。この「消防の動き」の編集担当も前任の小方から、川崎市より来ました淵崎（ふちざき）が担当することとなりました。

というわけで、私は今月号より不慣れな編集作業にかかりきりとなり、桜の下での美味しい酒もしばらくはお預けとなりました。

この作業を行っている場所は、虎ノ門にある「JTビル」内6Fの自治省消防庁総務課です。この近辺では、一番目立ったインテリジェントビルです。地方出身の私には、夢のようなビジネスマン生活となりました。（いい夢ばかりでは無いですが...）また、このビルは外見だけではなく、他省庁と「霞ヶ関WAN（ワイド・エリア・ネットワーク）を構築し、イントラノインターネットによる事務の情報システムが完成されており、遅れをとっている地方自治体出身の私は、「仕事＝パソコン」にカルチャーショックを受けています。パソコンを使えないと仕事にならないわけです。

次号の時までには、この便利な道具をフルに利用して...（いや、利用されるかな）編集作業、そして皆さんへの有効な消防情報を提供できるよう頑張りたいと思います。

消防庁ホームページ  
<http://www.fdma.go.jp>

---

編集発行  
消防庁総務課  
〒105 8489 東京都港区虎ノ門  
2丁目2番1号  
TEL 03(5574)0121

---